

令和3年5月1日

お客様各位

丸八信用組合

リフォームローンのご融資対象居宅の変更について

平素は格別のご高配を賜わり、誠にありがとうございます。

令和3年5月1日以降のお申込み分より、リフォームローンのご融資対象居宅を、下記のとおり変更いたしました。

さらに便利になったリフォームローンをぜひご利用ください。

記

【5月1日以降お申込み分のご融資対象居宅】

本人又は同居の家族（2親等以内の親族）が所有、もしくは共有する居宅

（ご参考）

【4月30日以前お申込み分のご融資対象居宅】

本人又は同居の家族（子、親）が所有、もしくは共有する居宅

丸八信用組合 融資課（市役所西庁舎5階）

電話 （052）951-1249

市役所内線電話 3467